

平成 29 年 1 月 5 日

日本理学療法士協会役員候補者選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員会

選挙規程第 6 条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選(人)」とは、社員による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人は選挙期間中において、社員(代議員)として登録されている者とする。

被選挙人は平成 29 年 1 月 5 日(告示日)の時点において、正会員として登録されている者とする。

ただし、以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

①休会者

②会員資格が停止されている者

(注1) 会費未納の方は、会費納入後に立候補をしてください。

(注2) 選挙期間中に代議員の資格を失った場合、選挙人の資格も失効となります。

2) 選挙人、被選挙人名簿の作成

平成 29 年 1 月 5 日(告示日)時点の会員台帳をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙告示日は平成 29 年 1 月 5 日(木)とする。

役員候補者選挙告示は、協会ホームページに掲載する。

(2) 上記(1)に従い、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 立候補受付期間は、平成 29 年 2 月 6 日(月)正午～2 月 13 日(月)正午と

する。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、平成 29 年 2 月 13 日 (月) 正午とする。

3) 平成 29 年 1 月 30 日 (月) 正午～2 月 3 日 (金) 正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

(2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終受付時刻順とする。

ただし、名簿掲載順位に関しては、抽選による。

(3) 受付数が定数に満たない場合

1) 立候補者が定数に満たない場合 (理事 21 名未満、監事 2 名未満) は、選挙規程第 20 条 4 項に従い、その旨を日本理学療法士協会理事会へ報告する。

2) 報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定時総会に理事・監事候補を推薦する。なお、推薦にあたっては理事・監事が選挙定数となるよう不足数を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・選挙サイトアクセス後、平成 29 年 1 月 5 日 (告示日) 時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、指定された箇所に入力する。
- ・立候補趣旨および協会・士会役員歴は、その合計がスペースを含んで 1000 字以内とし、40 字×最大 25 行の枠内に収まるように作成する。
- ・名簿掲載順位を決定するための抽選回数 (1～9) を入力する。
- ・また、別途写真をアップロードする。

2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、告示日から 3 ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚

偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補辞退届を受理した際には、立候補辞退届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。ID・パスワードを紛失された場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公示については、平成 29 年 2 月 27 日（月）午前を目途に協会ホームページ上に掲載する。

立候補者名簿掲載順、選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受理後、抽選により決定する。

6. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者は、協会が用意した枠内での選挙活動のみ有効とし、これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

具体的な選挙運動の内容については、別紙「役員選挙運動 Q&A」参照。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～平成 29 年 3 月 18 日（土）までとする。

7. 投票について

(1) 投票期間：平成 29 年 3 月 6 日（月）正午～3 月 19 日（日）正午

(2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は定数内連記方式（理事 23 票、監事 2 票のみ有効）とする。

(3) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(1) 開票日

平成 29 年 3 月 19 日（日）13 時～

(2) 開票立会人の選出

1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない選挙管理運営委員の中から選出する。

2) 選出にあたっては 5 名を選出し、3 名を立会人、2 名を予備立会人とする。

- 3) 予備立会人は予め順位を定める.
- (3) 投票データの保管について
 - 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない.
 - 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする.
 - 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる.
- (4) 当選(人)について
 - 1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする.
 - 2) 公益法人の理事、監事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある.
 - 3) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、総会において当該選挙の候補者をもって当選とする.
- (5) 選挙結果は、マイページ上にて平成 29 年 3 月 19 日 (日) 16 時を目途に発表する.
また、平成 29 年 3 月 20 日 (月) に協会ホームページ上で発表する.

9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表～平成 29 年 3 月 26 日 (月) 正午までとする.
- (2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする.
申立先は選挙管理委員長とする.
メールアドレス : senkyo(a)japanpt.or.jp
※ メール送信時は(a)を@に変えてください

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する.

11. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会
メールアドレス : senkyo(a)japanpt.or.jp
※ メール送信時は(a)を@に変えてください

以上